

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

なお、この指定は、次の 2 に規定する期間内に法第 6 条第 1 項の確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物で、次の 2 に規定する期間内に次の 4 に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用する。

1 中間検査を行う区域

京都府の区域（法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）

2 中間検査を行う期間

平成 12 年 4 月 1 日から 10 年間

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事をを行う建築物で、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するもの。

（1）一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が 2 以上のもの又は床面積が 50 平方メートルを超えるものであり、主要構造部が木造（木造とその他の構造が混合した構造を含む。）であるもの

（2）法別表第 1 の（1）の項から（4）の項までの（い）欄に掲げる建築物で、申請部分の床面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

4 指定する特定工程

次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、工事を 2 以上の工区に分割して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

構造	特定工程
木造	屋根の小屋組の工事
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2 階のはり及び床版の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版の配筋工事又は建方工事）

5 指定する特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構造	特定工程後の工程
木造	壁の外装工事又は内装工事
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造	2 階の床及びはりのコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものにあつては、2 階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版のコンクリート打込み工事、壁の内装工事又は外装工事）

6 適用除外

法第 18 条第 1 項、第 68 条の 11 第 1 項又は第 85 条の規定の適用を受ける建築物については、この告示は適用しない。